

第 28 号議案

損害賠償請求に関する和解について
上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 21 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

損害賠償請求に関する和解について
区立中学校の部活動に起因する後遺障害に係る損害賠償について下記
により和解する。

記

1 相手方

足立区在住者

2 和解金

10,000,000 円

3 事故の概要

平成 23 年度、区立中学校部活動において、部の顧問教諭が過度な練習を実施したことを契機として、原告が、独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令別表第 12 級の 13 に相当する腰椎椎間板ヘルニア等の後遺障害を負ったもの。

(提案理由)

学校管理下の事故に係る損害賠償に関する和解について、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定に基づき、この案を提出いたします。